

## 第4回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和2年10月20日(火) 午前10時30分

2 場所 滝沢市役所 2階 201・202会議室

### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 農地のあっせんについて

日程第 8 議案第 5号 令和2年度「農業施策の充実に係る要請検討案」に対する意見の決定について

日程第 9 報告第 1号 競売農地に関する農地法第3条の規定による許可の事務報告について

日程第 10 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第 11 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 12 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

### 4 出席委員

#### 農業委員

- 1 番委員 駿河 信一
- 2 番委員 太田 豊
- 3 番委員 新田 義修
- 4 番委員 佐藤 恵一郎
- 5 番委員 武田 美紀
- 6 番委員 高橋 敏彦
- 7 番委員 吉清水 秀明
- 8 番委員 大森 泰英
- 9 番委員 齊藤 新一

#### 推進委員

- 井上 浩児
- 鈴木 学

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席したもの

- 農業委員会事務局 事務局長 田村 範夫
- 〃 総括主査 海老澤 愛
- 〃 主査 高橋 昂希

開会時刻 令和2年10月20日（火） 午前10時30分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、本日は推進委員2名が出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、7番吉清水秀明委員と8番大森泰英委員を指名します。

書記には、事務局の海老澤総括主査と高橋主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 それでは私の方から第4回滝沢市農業委員会総会業務報告をさせていただきます。議案書は2ページをご覧ください。令和2年9月25日から令和2年10月20日までの分となっております。

（第3回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 今回の農地法第3条の許可申請は裁判の確定判決による有償移転が1件となっております。

それでは、説明させていただきます。議案書は4ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上について補足説明させていただきます。整理番号1番についてで

すが、裁判の確定判決による有償移転の案件となっております。

現所有者の夫が所有していた農地をN会社に農地法5条の許可申請がなされることを条件に50万円で売り、条件付き所有権移転仮登記をしておりましたが、所有権移転手続きをする前に現所有者の夫が亡くなってしまい、相続人である現所有者がその農地を取得いたしました。

今回の申請者である譲受人は、500万円でこの農地を条件付き売買契約に基づく条件付き所有権者としての地位を取得いたしました。

しかし、相続を受けた所有者が農地をN会社に売買することに反対をしたため、話が決裂してしまいました。

50万円で条件付き仮登記をしているN会社から500万円で売買する所有権移転の条件付き仮登記をした譲受人は、農地法3条に基づく所有権移転の許可申請手続きをすることと、許可があった時には所有権移転手続きをすることを裁判で求めたものとなっております、今回判決に基づき、手続きに至っております。

本案件は、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、太田豊農業委員、井上浩児推進委員、鈴木学推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を鈴木推進委員にお願いします。

鈴木推進委員 それでは、私のほうから整理番号1番について、10月14日に太田委員と井上推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

対象となる農地は、今年度の農地パトロールにおいてA分類1号と判定している遊休農地であり、10月14日に現地確認を行った際も、荒れていることを確認いたしました。

今回の申請者は、住田町においても、遊休農地を飼料畑として耕作し、解消している実績があるとお聞きしております。

今回の対象となる農地に、年内の雪が降る前にハンマーモアで刈り取り、それを農地にすき込んだ後、たい肥をまいてパワーハローで平らにするとのことでした。

来年春には子実用トウモロコシの播種を行う計画ということですので。

以上のことから、新しい耕作者になることにより、農地の適正な管理につながるものと期待します。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 譲受人は住田町においても農地を利用しているということですが、議案書では経営面積がゼロとなっておりますが、この辺はどういうことでしょうか。

高橋主査 住田町では町の事業として子実トウモロコシ作付け実証試験事業を行っています。譲受人は、町の行政財産である農地を使用して行うため、行政財産使用手続きと試験事業の委託契約がされているということです。

吉清水農業委員 従業員2名ということですが、住田町から機械を運んで作業をするのでしょうか。労力的に大丈夫でしょうか。

高橋主査 既に申請地付近で養豚業を営んでおり機械もあり問題ないものと聞いております。

田村事務局長 補足いたします。もともとN会社が申請地付近で豚舎を整備し養豚業を営んでいましたが、その後撤退し今回の譲受人が入居して養豚業を営んでおります。

生き物なので住田町から通うのではなく常駐するわけですが、その従業員が作付け作業に携わるということです。

議長 よろしいですか。なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。案件は1件です。議案書は10ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきまして補足説明いたします。

整理番号1番は、譲渡人が施設入所費用等を捻出するための売買で、譲受人が建売分譲するための転用の申し出となります。

全体計画は5区画1,388㎡で、その内農地が1,155㎡となります。

申請地は、概ね300m以内に駅が存在する土地であり、第3種農地と考えられることから原則許可が可能であり、許可しようとするものです。

資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明書により、事業の確実性について確認しております。

これらのことから、転用の用途に供することの確実性、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められないことから、事業計画及び面積も妥当であり許可相当と判断しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を井上推進委員にお願いします。

井上推進委員 それでは私の方から、議案第2号整理番号1番について、現地調査を実施してまいりましたのでご報告します。

申請地の位置は、JR小岩井駅から南西に約100メートルのところにあります。

周囲の状況は、東側は通路を挟んで農地、西側は農地、南側は宅地、北側は線路となっております。

給水は上水道、排水は公共下水道を使用するということです。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないと見受けられました。

以上で、議案第2号整理番号1番の報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水農業委員 計画図の中の通路について気になるのですが、これは駅の跨線橋を降りてすぐの既存通路かと思いますが、結構幅が狭く、また、市の道路と伺っていますが、車1台通るかどうかと思うのですが、十分確保できるのでしょうか。

海老澤総括主査 通路についてですが、申請地見取図の標記より実際は西の方にあり、既存通路は入っておらず、既存通路はそのまま残し計画区域の中に改めて4.5mの道路を確保する計画となっております。

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく案件は、所有権の移転の新規が1件となっております。

それでは、説明させていただきます。議案書は14ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明させていただきます。

整理番号1番及び2番は、農業経営基盤強化促進法による所有権の移転の案件であります。

本案件は、農地のほか、その農地へ行くために必要な作業用道路、農業用施設用地も併せて所有権移転を行うものです。

なお、整理番号2番の作業用道路は持ち分1/2の移転となっております。

以上、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、太田農業委員にお願いします。

太田農業委員 それでは、私の方から整理番号1番について、ご報告申し上げます。整理番号1番の農地につきまして、広く農地として耕作されていることを確認できました。また、この農地へ行くには整理番号2番の作業用道路を通るしか方法がないことも併せて確認いたしました。付け加えますと、譲受人は地域内では模範的な農家の一人であります。以上で、議案第3号の現地調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 作業用道路は持分1/2となっておりますが、万が一、もう一方の持分の方が道路の使用を拒否した場合はどのように対応するのでしょうか。

高橋主査 もう一方の持分を所有する方から同意を得た上で申請されており、道路の通行に係る契約書を今後作成すると聞いております。

議長 よろしいでしょうか。なければ質疑を終了して採決に入ります。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地のあっせんについてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査 議案第4号、農地のあっせんにつきましては、農地の貸付けの案件が1件でございます。議案書は17ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

議長 暫時、休憩します。

(10時58分休憩)

(11時10分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第4号について、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第4号についてはあっせんすることに決定いたしました。  
本案件のあっせん委員につきましては、東部・北部地区担当の大森農業委員、幅推進委員、鈴木推進委員の3名の方をあっせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本案件のあっせん委員につきましては、以上の3名の方とすることに決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、令和2年度農業施策の充実にに関する要請検討案に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

海老澤総括主査 議案第5号、令和2年度農業施策の充実にに関する要請検討案について説明させていただきます。議案書は19ページをご覧ください。

農業施策の充実にに関する要請検討案についてですが、8月の総会で滝沢市として要請事項をとりまとめて盛岡地方農業委員会連絡協議会事務局の盛岡市農業委員会へ提出したものを岩手県農業会議が全県分取りまとめて要約したものとなっております。こちらを農業会議の方から内容について意見がないかどうか、協議の依頼がありましたことからこ

の旨についてご協議いただく内容となります。

(議案書朗読説明)

議長                   これより質疑に入ります。

新田農業委員       農業委員会の ICT 化のところなんですけども、今私たちが使っているタブレット端末について、もう少し性能の良いものを使えるようドローンの前に追加していただくようお願いしたいと思います。

海老澤総括主査   今いただいたご意見を加えて報告したいと思います。

議長                   その他にございますか。

佐藤農業委員       担い手・経営対策の充実強化について、定年帰農者が増えている状況で支援の対象とする年齢が 59 歳でいいのかと思います。

海老澤総括主査   この年齢でよろしいかどうか、という意見として報告したいと思いません。

大森農業委員       野生鳥獣害防止対策の充実強化について、捕獲した野生鳥獣の処分に関してそれぞれ悩んでいるかと思うのですが、処分をだれがするかどうかということも明確にしておいた方がいいのではないかと思います。

海老澤総括主査   こちらの項目に追加して報告したいと思います。

駿河農業委員       農業委員会の人材確保と活動体制の強化について、農業委員の人材確保のため認定農業者については、その対象にプランの中心経営体を加えることとなっていますが、現在当市は 9 名ですが農業委員の定数を増やすことを考えた文面なのか、それとも現状の人員でのお話なのでしょうか。

海老澤総括主査   農業委員を選考する際は過半を認定農業者で構成することとなっておりますが、認定農業者の確保が困難である現状を踏まえ、認定農業者ではない人も過半の中に含めたいかがという内容と認識しております。

高橋農業委員       先ほど出た内容と同じですが、59 歳という支援の年齢ですが、シニア世代を戦力化していかないといけない時代かと思います。若手も合わせてバランスよくわかりやすく導いてあげられるような支援が重要と思います。

継続という内容が多いが、なぜ継続になったのか。そのデータは存在するのでしょうか。要因があるから継続なのか。同じことを繰り返すことでよろしいのかという疑問があります。



海老澤総括主査 継続となっている内容について、提案したものに対して対応状況がどうだったのかということの数値化して把握するという作業を事務局では行っておりません。

考えられるのは、制度として継続している事業のレベルを下げないよう維持するため、またさらに向上していくために釘をさす意味も含めて、継続して要請するという意味と認識しております。

田村事務局長 私の方から補足いたします。農地等の利用の最適化に関する項目の農業生産基盤の整備促進とありますが、いわゆる圃場整備ですがやりたいという地区はいっぱいあるそうです。ところが事業採択にならないということで待たがかかっているところが多数あるそうです。中間管理事業をやれやれといってもこれは抱き合わせでセットで進めないと機構集積協力金の関係もありますので、採択の希望を出しても中々採択にならないという現状と聞いております。国、県、市町村や農家負担もありますのでその辺の意味も含めていっぱい予算をくださいと、国の方で採択してくださいという意味合いもあるのかなと考えております。

他にも農業委員会の交付金ですが、当市では年間260万円ほど交付金をいただいております。すべて人件費に充当させていただいておりますけれども、農業委員会の体制の維持のためもっと増額してほしいということを経営してやっていきたいと考えております。

危機的なのは農業会議について、予算が苦しいということで、継続して要望していかないといけない、忘れさせてはいけない、まだ十分ではないということの意味で継続と捉えております。

高橋農業委員 要因があるので継続があるし、釘をさす意味で継続というのもよくわかりました。要因の部分が多いと思いますので、継続の壁を越えられないということがあるかと思っておりますので、要因をつぶしていくことでゴールに近づく可能性があるのであればみんな要因を共有して色々なアイデアを出しながら文章の内容を変えていくというのを滝沢から取り組みの一環として考慮いただけたらと思います。

新田農業委員 59歳の件ですが、69歳と提案することではいかがでしょうか。農業会議の項目について、体制構築に対する支援をのところに支援額を増加させることと付け加えたらいかがでしょうか。

田村事務局長 ネットワーク機構については県内の33市町村が会員として負担金を拠出しております。農政担当課で負担しています。市町村合併の関係で拠出額が減となっている状況のようです。国の方の補助金も段々減ってきている状況です。国の方に増額ということになると市町村の拠出金にも影響するわけですが、ご意見として頂戴したいと思います。

議長 なければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、令和2年度農業施策の充実に関する要請検討案に対する意見の決定について、意見を取りまとめた上で報告することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第5号は意見をとりまとめた上で報告することに決定いたしました。

議長 日程第9、報告第1号、競売農地に関する農地法第3条の規定による許可の事務報告について、事務局より報告させます。

高橋主査 報告第1号について報告させていただきます。議案書は25ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、当該地の買受適格証明願の交付時と事情が同じであり、添付書類も完備しておりましたので会長専決により許可指令書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第10、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

高橋主査 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務について報告します。案件は4件です。議案書は27ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第11、報告第3号、農地法第18条6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

高橋主査 報告第3号、農地法第18条6項の規定による通知について報告します。案件は2件です。議案書は30ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

整理番号1番につきましては耕作者変更に伴う合意解約となっております。整理番号2番については借受者の離農に伴う合意解約となっております。以上で報告を終わります。

議長 日程第12、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告について、事

務局より報告させます。

海老澤総括主査 報告第4号、農地転用届出の確認事務報告についてご報告いたします。  
案件は、5条の届出が3件となります。議案書32ページからをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長  
専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。  
以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。  
これをもって、第4回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和2年10月20日 午前11時48分

議 長

---

会議録署名人 7 番委員

---

会議録署名人 8 番委員

---

これは原本である。

令和2年10月20日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一